

# 淀川水系 流域委員会

利水部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

## No. 3

2003年6月発行

平成15年4月14日(月)第3回利水部会、  
が開かれました。

### CONTENTS

- 第3回利水部会の内容……………1
- 第3回利水部会の資料より抜粋……5
- これまで開催された会議等について…11
- 利水部会委員リスト……………12
- 配付資料リスト……………13
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法  
ご意見受付……………14



## 第3回利水部会の内容

委員会、他部会からの状況報告のあと、部会長より利水部会の論点および議論の進め方について説明、その後、河川管理者より利水の現況に関して説明が行われ、意見交換が行われました。



### 第3回利水部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年4月14日(月) 13:30~16:30

場 所：大阪ガーデンパレス 2階 桐の間

参加者数：委員10名、他部会委員2名、河川管理者23名、一般傍聴者145名

#### 1 決定事項

特になし。

#### 2 主な意見

河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

部会長より資料2-1を用いて利水部会論点の説明、河川管理者より資料2-3-3を用いて、利水の現況等に関する補足説明(水需要の精査確認、用途転用等)が行われた。その後、委員による意見交換が行われた。

##### 利水部会論点のまとめ(部会長)

これまでの部会で、一定の枠内での水需給バランス、渇水時等の一時的アンバランスへの対応、総合的水需要管理に対応するための水需要管理協議会の設置が議論されてきた。

利水の全体的な方向性は、社会全体として節水型社会を実現し、河川からの取水量を抑制すること、新規の水資源開発を抑制することで、環境流量を確保し、環境と共生する利水を実現する。本日は、環境と共生する利水を実現するための水需要管理の目標・手法について、社会での対応、河川での対応、現在可能な対応、将来的な対応等の切り口で議論したい。

例えば、水需要実態の把握のための手法としては、水需要予測の精度向上がある。水需要管理のための社会的対応としては、節水、再利用を促進し、水使用量を抑制する啓発という手法が考えられるのではないか。河川水への依存量を抑制するための手法としては、水源の分散や未利用

水源の活用がある。水利権と使用実績の乖離への対応として、転用の可能性を検討する。水使用を抑制することで、環境流量を確保し、河川環境を良好に保つなどが考えられる。以上を大きなフレームとして確認頂き、部会としての共通理解として、説明資料の検討の指針としたい。

##### 主な意見

###### <全体的な意見>

- ・大転換を提言した利水の部分が説明資料では1ページしかない。これだけしかやれないのか。提言を真摯に受け止めて欲しい。
- ・提言の実現に向けて、今すぐは無理でも今後こういう風にやっていくことがわかれば、河川管理者の熱意が感じられ委員もある程度納得するのでは。そのような形で河川整備計画を作って欲しい。
- ・河川管理者の権限内で実施できることについてもっと言及すべき  
水資源開発自体が河川管理者の仕事ではないなど利水については我々だけではできないことが多く、水利権の関与が等しかできないのが正直なところ。できる範囲の一つとして、協議会を考えた。(河川管理者)  
協議会等を活用しながら2、3年のスパンで一生涯懸命縦割りを排し水需要管理を実現したい。(河川管理者)
- ・河川管理者に頑張れというばかりではなく、委員間で具体的なものが出てくるように議論を行うべき。そのためには、問題設定をきっちりした方が良い。京阪神の水利用を新しい水資源開発を行わずに充足することが大きなテーマである。

###### <水需要の精査確認>

- ・資料2-3-3では水需要予測の精度が不十分である。生活用水の需要は人間の生存における必要度の強弱も合わせて検討すべきではないか。例えば植木の散水などは必要度が低いはずであり、減らされてもそれほど困らないのではないか。  
各家庭の生活用水の用途までデータを取って調べることは不可能に近い。(河川管理者)
- ・用途別の水需要の洗い出しといったレベルまで踏み込まないと提言の「水需要管理」は実現できない。
- ・水需要の精査はあるが、水需要予測の精査がされていない。現在の水需要予測の実態を教えて欲しかった。それをもとに今後の水需要を予測し、水資源開発が必要かどうかの議論をするためのデータとして十分ではない。
- ・これまでは水需要について利水者の言いなりだった面があるが、これからは1つのプログラムをつくってきっちり精査していくことが必要ではないか。
- ・利水者の水需要予測に疑問を感じているが、本日の資料にはその見直しがない。今の水需要予測で、いくら水が必要かということを河川管理者は判断するということがか。  
本日は水需要の実態として、有収推量部分を示したということである。実態把握から水使

用量の抑制、節水なりにつながっていくもののデータとして本日提出した。予測については、新規水資源開発の抑制につながる部分として、水需要予測の精度向上と転用の可能性があり、現在、転用の可能性に重点的な狙いをつけやっている。(河川管理者)

- ・水需要の精査から出てきたものを数量的にきっちりと詰めることと、非効率な水利用というのはどこに存在するのか、節水に可能性はあるのかについて詰めていただきたい。

水利権量と実際の水道等の取水量に乖離があったとしても、川からみれば、実際に必要な量しか取られていないのだから、それがすなわち非効率な水需要とは言えないのではないかと。(河川管理者)

#### < 水利権の用途転用 >

- ・複数自治体間で上水道の水利権を交換することも論理上は可能である。
- ・複数自治体間の用途転用は難しいだろう。インセンティブ等、用途転用を推進する仕組みを作るべきである。

同自治体内における用途転用(ex.大阪府の上水道と工業用水での用途転用)は比較的容易だが、複数自治体間での用途転用は自治体間の調整が主な決定要因であり、河川管理者の権限外のことである。(河川管理者)

- ・資料からは、上水道と工業用水とで供給可能量と実績の間には、 $20\text{m}^3/\text{s}$ 程度の乖離が存在すると読みとれる。新規需要が発生した場合、この大きな余裕量を抱えているのだから、新規需要が発生したとしても計画中のダムも必要ないことを示唆していると考えて良いか。

表の見方として、供給の近年の実力評価したものとして、大阪、兵庫の工業用水についてはある程度の余裕があるが、水道の方については余裕がない理解している。(河川管理者)

- ・"近年の実力評価"については重要な部分であり、データと算出方法を明記して欲しい

近年の実力評価については、過去何回か説明しているように、水資源は電力等とは異なり供給量が雨の降り方により変動するものであり、現在の水資源開発施設は雨の多い時期を前提として計画されているため、近年、雨があまり降らないとすると供給量は減少する。それを"近年の実力評価"と言っている。(河川管理者)

グラフには計画・工事中のダムの水利権量を追記し、それらを含めて議論すべき。また、近年の実力評価について、計画工事中のダムの計画された時点での実力評価を追記し、対比する形でなければ総体としての議論はできない。

#### < 既存水源(ダム等)の効率的運用 >

効率的な水源操作を検討すべきである。

#### < 水需要管理協議会 >

協議会は水需要の精査・管理を実現するために必要だが、そのイメージや方向性を明確にすべき。

#### < 関係省庁、自治体との連携 >

従来の縦割り行政の改革も提言に盛り込まれている。河川管理者は従来の権限外にも踏み込んだ整備計画を策定すべきである。その上で阻害要因を委員会と河川管理者の間で検討すべきなのではないか。

#### < その他に関して >

水需要予測に関して、現在は供給側からの視点しかない。消費側の実態を把握するために、委員会でアンケートを実施してはどうか。

#### 一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者1名から、発言があった。

- ・個々の家庭の水利用の用途別使用量を調べることは、不可能ではないか。湯水時に環境用水を維持するための都市用水や工業用水等の用途転用について、委員会ではどのように考えているのか。



説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

# 第3回利水部会の資料より 抜粋

## ■利水部会の論点に関する説明資料より

部会長より、資料2-1『「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討の論点について』を用いて、利水部会の論点について説明が行われました。

## ●利水部会の論点

### 水需要管理の具体化とその主体

- ・ 主体とは大きく 河川管理者、利水者、自治体等関係機関、住民・市民をいうか
- ・ 各主体での水需要管理とは
  - たとえば、住民・市民レベルでの節水型の生活様式とは
    - ・ 啓発・啓蒙による節水にはどのような活動があるか。どのような実施方法が必要か。
    - ・ 水需要管理とコミュニケーション、情報・データ提示。節水ゴマ・節水トレ・節水シャワーなどの節水機器の導入・義務化は可能か。
    - ・ ライフスタイルを変えるというがそのインセンティブは
    - ・ 水使用の多様性と自由制限を課すことの是非
    - ・ 料金体系など経済的インセンティブの導入は可能か
    - ・ 近隣・小規模水源の活用・推進。たとえば雨水利用、井戸水利用の実施とそのインセンティブは
    - ・ こうした取り組みで期待できる節水量はどのくらいか

### 利水者、自治体等関係機関

- ・ 水需要の実態把握と節水を取り込んだ予測手法
- ・ 河川水、地下水に加え、雨水利用、下水処理水の再利用・循環利用を推進
  - どこまで量的な利用水源になるか、利用用途は、水質は、実現方策は
- ・ 漏水検知や各種メーター設置などによる利用実態把握や有収計測管理
- ・ 水需要管理と利水者、自治体等とのコミュニケーション、情報・データ提示と連携。渇水時・平常時の給水圧力コントロールと給水量の抑制。
- ・ 料金体系と利用者、自治体等関係機関の負担と効果
- ・ 取・配水系統の見直しや変更
- ・ 用途変更や用途間転用、再編など水利調整の可能性と実施方策・費用負担

### 河川管理者

- 水需要の実態把握と水需要予測から想定される需給構造(地域ごとの不足と余り、用途ごとの不足と余り)と融通・確保策
- ・ 水利権の見直しと用途間転用
  - ・ 既設ダム・堰等の供給施設の操作・運用管理とモニタリング
  - ・ 既設施設群の連携や容量再編
  - ・ 計画・工事中の施設の見なおし、代替案提示
  - ・ 各主体からなる水需要管理協議会の構成とそこでの水需要マネジメントの担い手に

### 安定供給と水需要管理

- 水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理。
- ・ 一定の枠内でのバランスとは
  - ・ 安定供給と渇水対策、利水安全度1/10、利水安全度の実力低下と対応は
  - ・ 地球温暖化と降雨・流量変動への対応、順応的な水需要管理とは
  - ・ 水資源開発の必要性、安定供給の評価

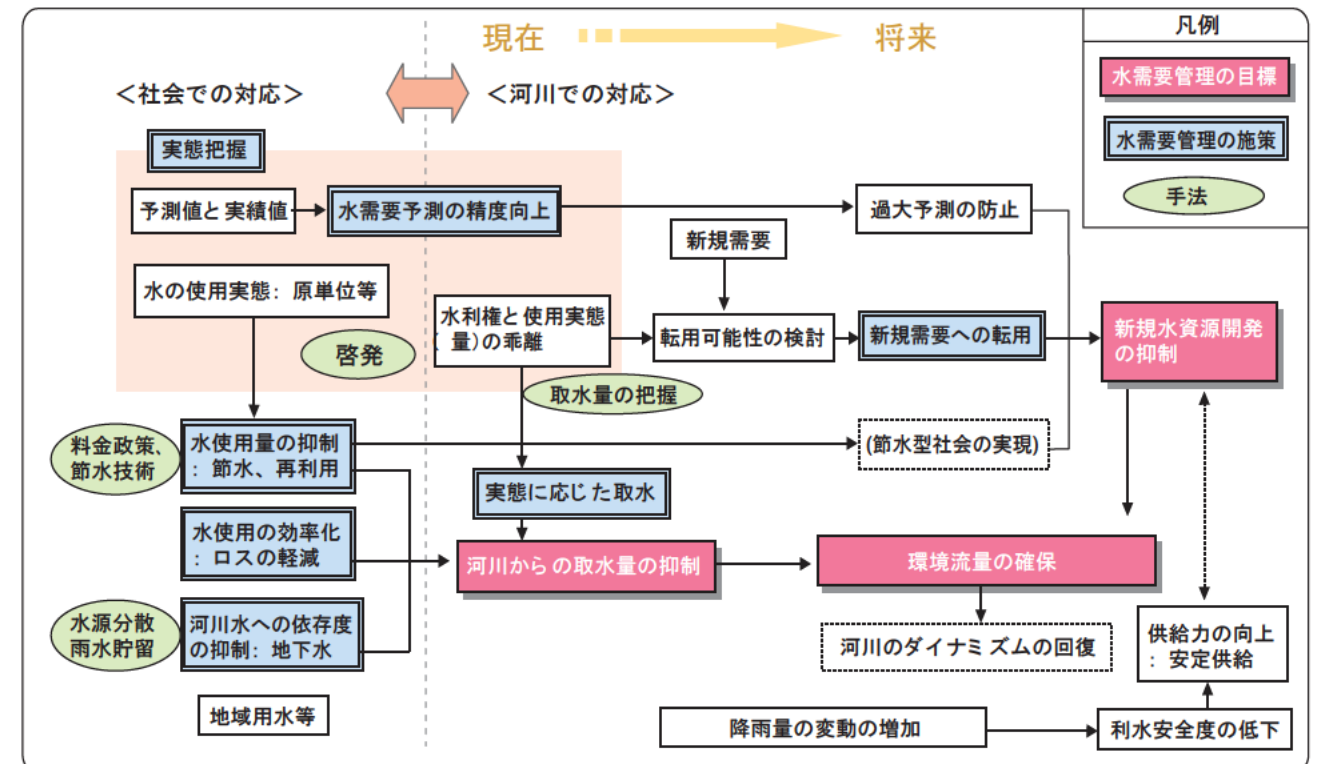
### 環境流量

- ・ そもそも環境流量とは
- ・ 正常流量と環境流量のとらえ方、考え方、量的設定は可能か

### 水需要管理協議会

- ・ 構成主体は、それぞれの役割・機能は
- ・ 協議内容は、効果発現の方法は
- ・ 平常時・渇水時

## ●水需要管理の目標、施策等のイメージ



■河川管理者説明資料より

河川管理者より、資料2-3-3「利水の現況等に関する補足説明資料」を用いて、水需要の精査・確認、用途転用等について説明が行われました。以下に、資料より主な内容を抜粋して掲載いたします。

●利水計画のあり方

淀川水系流域委員会の提言

「水供給管理」  
水需要予測の拡大に応じて水資源開発

↓

「水需要管理」  
水需給を一定の枠内でバランスさせる

- ・ 提言の水需給管理を実現するには、河川のみでなく流域全体の地域づくり、産業構造、生活様式など河川管理者のみで具体化出来ない項目を多く含みます。
- ・ 提言の理念を踏まえ、河川管理者として取り組める事項については整備計画に反映します。

●水需要管理等

淀川水系流域委員会の提言

- ・ 精度の高い水需要予測
- ・ 節水・再利用・雨水等の利用
- ・ 用途変更
- ・ 環境流量
- ・ 水需要管理協議会
- ・ 順応的な水需要管理

需要予測は、利水者が主体になって実施しています。河川管理者が主体的に対応することが困難な事項ですが、河川の管理に影響するので、関係者間での情報交換、協議調整の場の設定に向けて調整します。

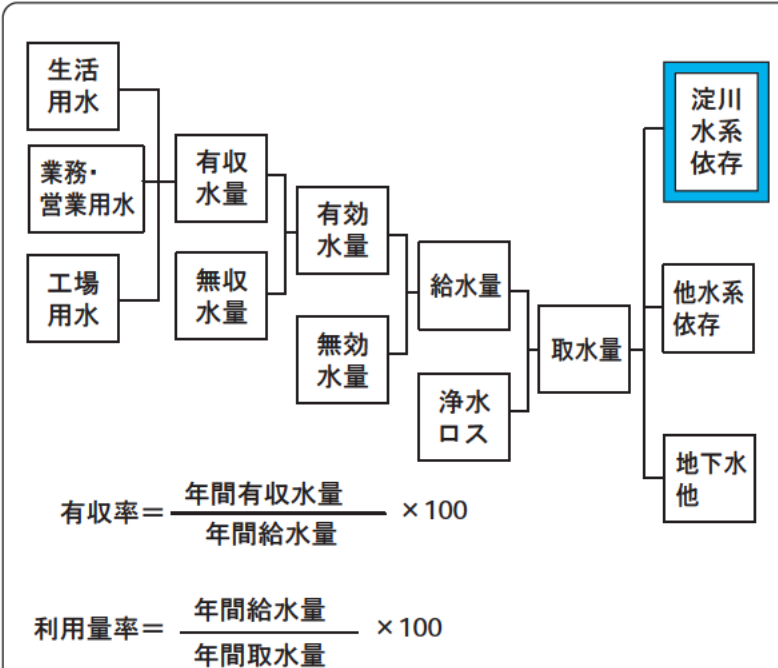
●整備計画での取り組み

利水者の水需要の精査確認

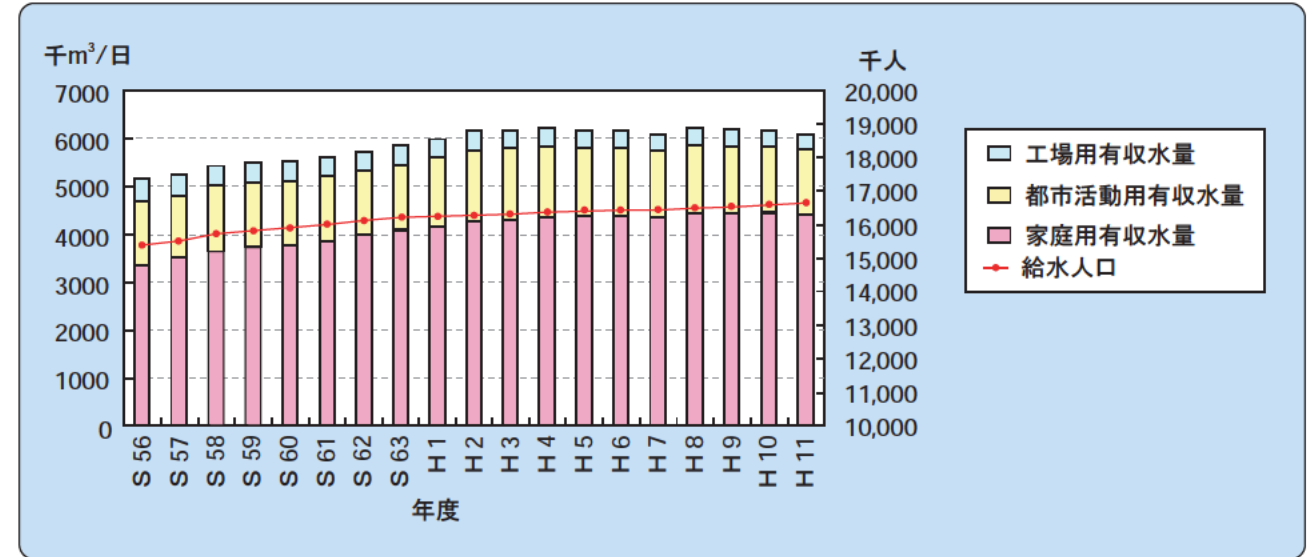
用途間転用も含め水利用の合理化に向けた取り組み  
転用関係機関の調整  
慣行農水の許可水利化  
ダム利水の効果的な運用

水需要管理に向けた調整機関の設置に向けた取り組み

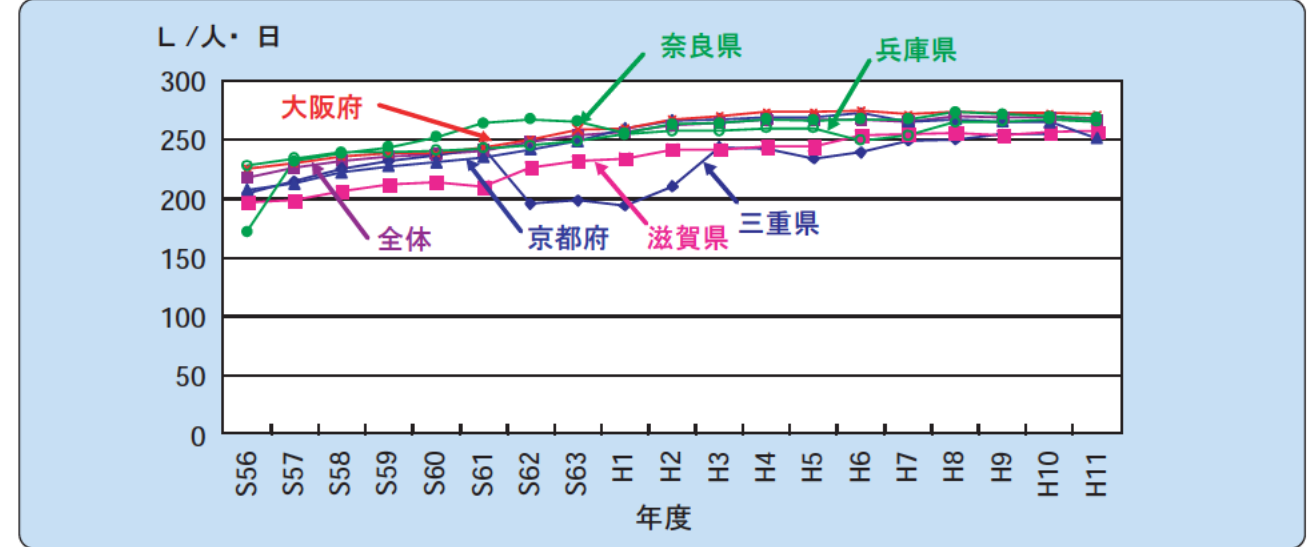
●給水量構成図



●水道用水有収水量（全体）



●家庭用有収水量原単位



●慣行農水の水利用実態把握、許可水利への切替促進

●慣行水利権の水利用実態把握

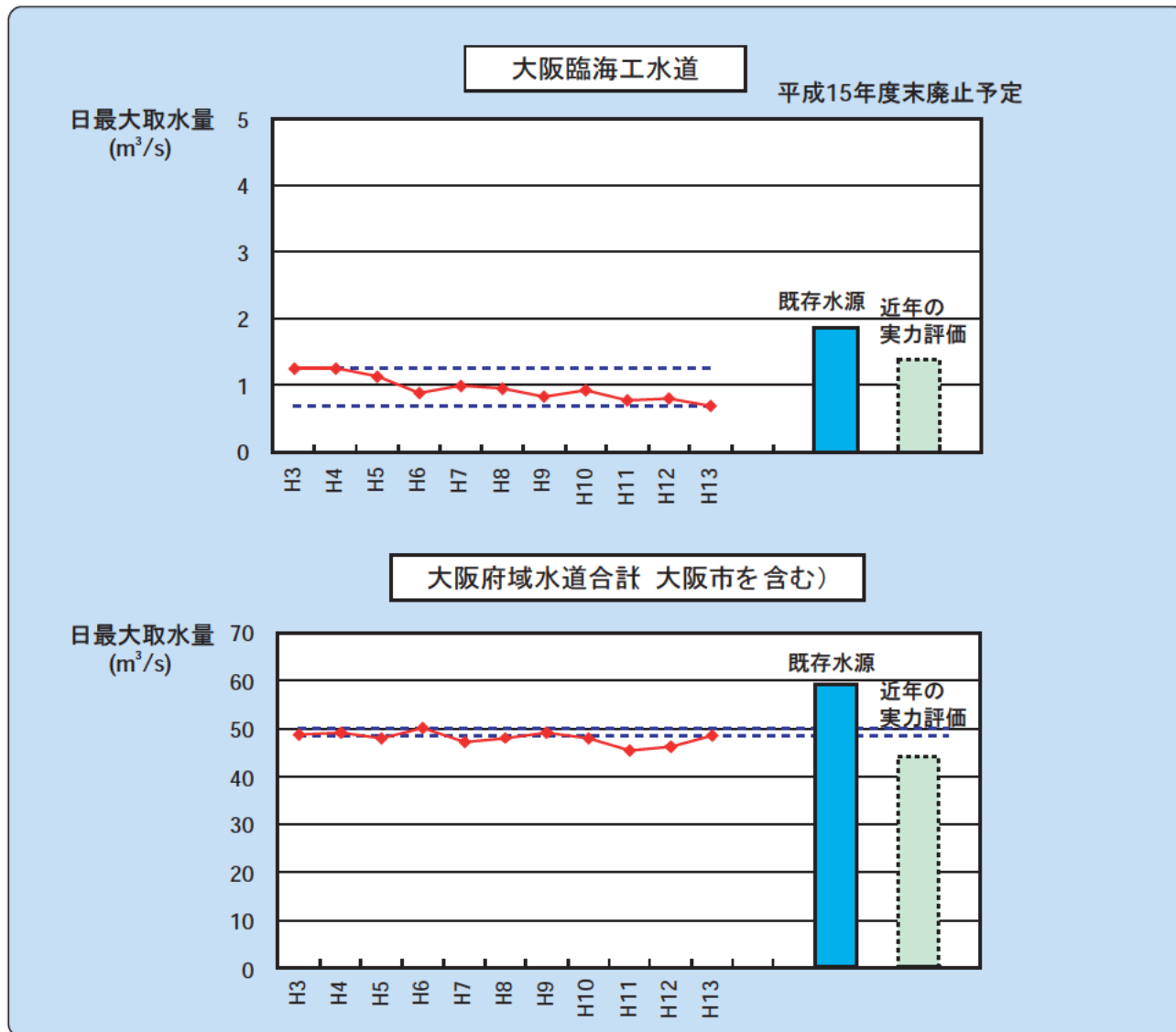
◆実態把握のための調査項目

- 取水者、取水位置
- △受益面積
- △取水口構造・取水方法
- △取水の状況（期間別の変動）
- △利用の実態（かんがい期・非かんがい期）  
（環境用水・防火用水・希釈用水・水路維持用水等）
- ×取水管理方法（取水量の調節・制御方法）
- ×受益地の範囲・水路系統
- ×河川への還元水量の実態（位置・水量等）

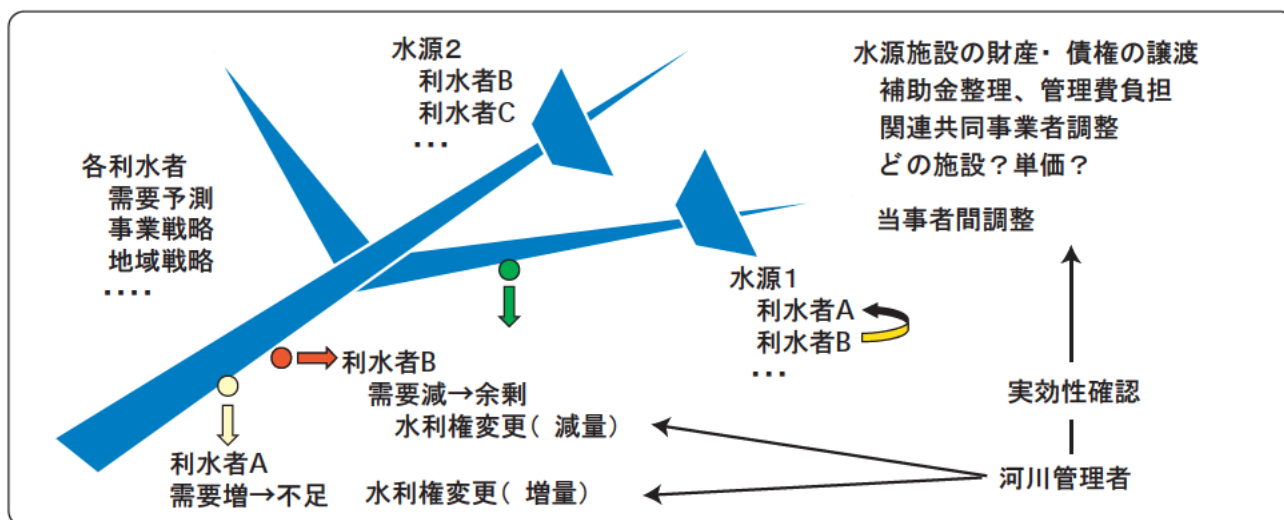
- 既知
- △一部既知
- ×調査必要

【平成15年3月14日版】

●取水実績と供給能力



●転用の構図



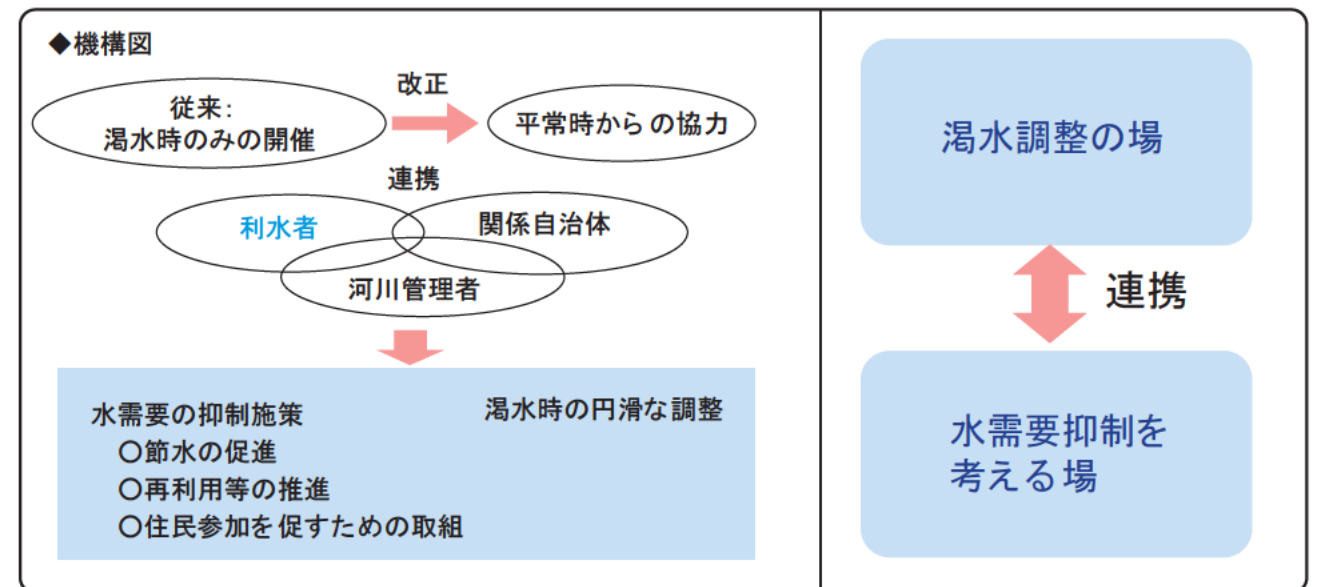
●転用の構図(2)

- 水源施設と水利権は別物  
〔河川法第23条；水利使用許可〕  
〔特ダム法第25条；ダム使用权〕
- ・水源施設は利水者の財産(又は債権)  
需要が減少した場合、利水者の判断で他へ譲渡することも、安全度確保の為に自ら保持することも出来る。
  - ・水利権は必要に応じて河川からの取水を河川管理者が付与  
水利権は譲渡の対象では無く、河川管理者が取水の必要性和水源の確保等実効性を確認して許可する  
水源に余裕があっても、需要がなければ全量許可しない場合もある

●転用時の課題

- ・水源施設の権利移転  
転用元、転用先での合意  
1対1とは限らない  
複数者、複数施設間の場合もある  
金銭的課題  
・施設費・管理費用の負担(水源施設は治水も含め複数の権利者での共同施設の場合がほとんど。他の共同所有者との合意も必要)  
・水源は補助金等で建設している。譲渡に当たって未償還補助金の精算が必要になる場合がある  
取水施設の除却、新設、譲渡等
- ・水利権の取得  
取水位置が変わる場合や用途が異なり期別が変化する場合は、譲渡を受けた水源開発量と水利権許可量は異なる場合がある

●渇水対策会議の改正の調整



## これまで開催された会議等について

第3回利水部会(平成15年4月14日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第12回	H14/2/5(火)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第13回	H14/3/14(木)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第14回	H14/4/5(金)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第15回	H14/5/27(月)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第16回	H14/6/24(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第17回	H14/7/31(水)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第18回	H14/9/24(火)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第19回	H14/10/29(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第20回	H14/12/13(金)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第21回	H15/1/29(水)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)				
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)				
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第2回	H15/3/27(木)	第3回	H15/4/11(金)

その他	設立会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	発足会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	提言説明会	H15/1/18(土)
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)		

## 利水部会委員リスト

2003.4.14現在  
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
1	池淵 周一 (部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会 治水部会
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会 治水部会
3	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会 住民参加部会
4	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会 環境・利用部会 住民参加部会
5	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会 環境・利用部会
6	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会 住民参加部会
7	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会
8	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会 環境・利用部会
9	榎村 久子 (部会長代理)	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会 環境・利用部会
10	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会 環境・利用部会 治水部会
11	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	琵琶湖部会 住民参加部会

利水部会以外の参加委員

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
-	芦田 和男	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理在団 研究顧問	治水部会

注:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

## 配布資料リスト

### ●第3回利水部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		L3-A
資料1	委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)	L3-B
資料2-1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討の論点について(治水部会、利水部会)	L3-C
資料2-1補足	「提言(030117版)」と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の比較資料	L3-D
資料2-2	論点に関する第2回部会(3/27)での主な意見・やりとり内容(治水部会、利水部会)	L3-E
資料2-2補足	治水部会委員からのご意見	L3-F
資料2-3-3	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)利水の現況等に関する補足説明資料(水需要の精査確認、用途転用等):河川管理者からの提供資料	L3-G
資料3	4月~7月の委員会、部会、運営会議の日程について	L3-H
資料番号なし	「提言030117版」の理念に沿った利水対策:荻野委員からの提供資料	L3-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	L3-J
共通資料	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に係る具体的な整備内容シート(第1稿):河川管理者からの提供資料	L3-K

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。



## 配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

### 郵送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

### 「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



## ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail [k-kim@mri.co.jp](mailto:k-kim@mri.co.jp)

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務  
(株)三菱総合研究所関西研究センター内



淀川水系流域委員会

## 利水部会ニュース No.3

2003年6月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL(06)6341-5983 FAX(06)6341-5984

E-mail k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源開発公団 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

\* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。